名城大学理工学部建設システム工学科の名称の変更について（届出）

平成２４年４月２６日

文　部　科　学　大　臣　殿

学校法人　名　城　大　学
理事長　小 笠 原　日 出 男

このたび，下記の事項について，学校教育法施行規則第 2 条の規定により，別紙書類を添えて届け出ます。

記

・名城大学理工学部建設システム工学科の名称の変更（社会基盤デザイン工学科）

以　上

変更の事由及び時期を記載した書類

フリガナ 設置者	ガッコウホウジン　メイジョウダイガク 学校法人　名城大学
フリガナ 大学の名称	メイジョウダイガク 名城大学
大学本部の位置	愛知県名古屋市天白区塩釜口一丁目 501 番地
届出の内容	学部の学科の名称変更 （現在の名称）　→　（変更後の名称） 理工学部　→　理工学部 英訳名　英訳名 (Faculty of Science and Technology)　(Faculty of Science and Technology) 建設システム工学科　→　社会基盤デザイン工学科 英訳名　英訳名 (Department of Civil Engineering)　(Department of Civil Engineering)

届出学部等の概要	届出学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	変更時期及び対象年次	所在地
		年	人	年次 人	人			
	理工学部 社会基盤 デザイン 工学科	4	90	－	360	学士 （工学）	平成 25 年 4 月 第 1 年次	愛知県名古屋市 天白区塩釜口一丁目 501 番地

（1）名称変更の事由

現在の建設システム工学科は、昭和 25 年 4 月に設置された理工学部建設工学科から昭和 48 年 4 月に分割された土木工学科を前身とし、自然環境を保全しつつ、安全で快適な暮らしと産業を支えるため、時代の変化や社会的要請に応えられる土木技術者の養成を目的として教育研究を行ってきた。

平成 12 年 4 月に当時 6 学科の理工学部を 9 学科に再編し、土木工学科を基盤として建設システム工学科を設置した際には、社会基盤の形成と維持管理、安全で快適な地球環境の保全、防災・耐震システムの整備、自然環境と調和できる国土づくりなどの建設分野における諸課題の解決を担い、建設分野の技術開発をリードする人材を養成する必要性から、企画、調査、設計、施工に至るまでの工学的方法を総合システムとして教育することを旨に教育課程を編成し、その後も社会のニーズに合わせて教育の充実を図ってきた。

しかし、近年、建設業界では公共事業予算の削減に伴い、新規学卒者の建設業への入職者が減少傾向にあり、土木系学科の卒業生に対する社会からの量的な需要は縮小しつつある。その一方で、少子化・高齢化社会において持続的な経済活動を維持しつつ、防災対策や環境保全に配慮した「まちづくり」を構想し、新たな地域構想の下で社会基盤施設を有機的に配置・機能させる計画立案の重要性が

指摘され、それを担う人材育成が喫緊の課題となっている。

こうした近年の社会動向を踏まえ、地域社会における「まちづくり」の構想、社会基盤施設の機能と景観の設計、既存施設のメンテナンス技術、防災減災対策の構築、自然環境の保全修復の技術など、土木工学の幅広い教育研究領域を包括する「社会基盤デザイン」を重視して教育研究を行うことを学科名称として明確に表わす必要がある。学科名称を変更することにより、卒業後の進路として、従来からの社会基盤施設の建設実務技術者や設計コンサルタントだけでなく、広い視点に立って地域社会のあるべき姿を構想する技術系公務員、社会開発・政策決定などの複合的な技術課題について解決策を提案する地域計画コンサルタント等、幅広い分野で活躍できる人材を育てていく強みとの整合性も明確にすることができる。

以上、人材養成目的、教育研究上の目的ならびに教育課程を教育研究の対象領域と整合させ、目的志向型の教育課程により、社会的要請に応えられる土木技術者を養成する「社会基盤デザイン工学科」として名称を変更する。

（2）名称変更の時期

平成 25 年 4 月 1 日

（3）在校生への対応

変更後の学科名称の適用は、平成 25 年度入学生からとする。

したがって、在籍者（留年者を含む）は、従前の学科名称（建設システム工学科）及び教育課程を適用し、授与する学位（学士（工学））にも変更は生じない。このことは、ガイダンスにより周知する。また、名称変更に係わる保護者への周知についても広報媒体を活用して周知する。

変更の事項を記載した書類

１．名城大学学則の変更の事由

（１）　第 3 条の改正
（事由）　理工学部社会基盤デザイン工学科に名称変更するため。

（２）　別表第１（第 3 条第 2 項関係）の改正
（事由）　理工学部社会基盤デザイン工学科に名称変更ならびに入学定員・収容定員を変更するため。

（３）　別表第２（第 24 条第 2 項関係）
（事由）　理工学部社会基盤デザイン工学科に名称変更するため。

（４）　別表第 5（第 40 条関係）
（事由）　理工学部社会基盤デザイン工学科に名称変更するため。

附則
（事由）施行日及び在校生への対応について明確にするため。